

## 公益財団法人熊谷市文化振興財団芸術文化活動助成金交付要綱

### (目的)

第1条 この要綱は、芸術文化活動を実施する団体や個人（以下「実施団体等」という。）に対して必要な助成を行い、実施団体等の育成を支援するとともに、地域芸術文化の振興発展に寄与することを目的とする。

### (助成の対象)

第2条 理事長は、次の各号に該当する者に対し、予算の範囲内で芸術文化活動助成金（以下「助成金」という。）を交付することができる。

(1) 助成金対象事業は、熊谷文化創造館の太陽のホール、風の劇場及び月のホール、熊谷市立大里生涯学習センターのホール、熊谷市立江南総合文化会館のホールを利用し、芸術文化活動の一環として一般の入場者を広く募り実施する事業とする。

(2) 助成金の申請を行うことができる実施団体等は、熊谷市内に在住、在学、在勤している個人又は主に熊谷市を中心に活動している団体（企業を除く）とする。

(3) 助成金対象事業は、熊谷市、熊谷市教育委員会、又はその他の団体から補助金等の交付を受けていない事業に限るものとする。

2 前各号の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する場合は、助成の対象としない。

(1) 営利を目的とした興業。

(2) 宗教団体又は政治団体が行う事業。

(3) 教室、流派等がその会員のために行う稽古及び習い事の発表会等。

(4) 関係者のみによる懇親等のための事業。

(5) 企業又は各種団体等による募集活動や宣伝活動のための事業。

### (助成金の限度額)

第3条 助成金の限度額は、ホール（劇場）の施設利用料金（本番日以外の準備または練習のための施設利用料金及び、本番・準備に関わらず附属設備利用料金を除く。）の二分の一を限度とし、熊谷文化創造館の太陽のホール及び江南総合文化会館ピピアホールの利用で入場料収入又はこれに類する収入がある場合は、三分の一を限度とする。ただし、いずれの場合も千円未満の端数はこれを切捨てる。

### (交付申請)

第4条 助成金の交付申請をしようとする者（以下「申請者」という。）は、理事長の定める期日までに次の書類を提出しなければならない。

(1) 芸術文化活動助成金交付申請書（様式第1号）

- (2) 収支予算書（様式第2号）
  - (3) 申請者（団体）概要書（様式第3号）
  - (4) その他理事長が必要と認める書類
- 2 申請者が行うことができる助成金の交付申請は、当該年度内において1回を限度とする。

（交付決定及び通知）

第5条 理事長は、助成金の交付申請があったときは、当該申請に係る書類をもって芸術文化活動助成金審査会（以下「審査会」という。）に諮るものとする。

- 2 審査会は、申請の内容を審査し、その結果を理事長に報告するものとする。
- 3 理事長は、審査会の報告を受け、助成金交付の可否を決定し、この結果を芸術文化活動助成事業決定通知書（様式第4号）により速やかに申請者に通知するとともに、採択となった申請者に対しては、併せて芸術文化活動助成金交付決定通知書（様式第5号）を交付するものとする。

（実績報告）

第6条 芸術文化活動助成金交付決定通知を受けた申請者（以下「助成対象者」という。）は、事業完了後、速やかに芸術文化活動助成金事業報告書（様式第6号）に収支決算書（様式第7号）及び施設利用料金等領収書を添付し、芸術文化活動助成金請求書（様式第8号）とともに理事長に提出するものとする。

（助成金の交付）

第7条 理事長は、助成対象者から芸術文化活動助成金事業報告書等が提出されたときは、この内容を確認し、芸術文化活動助成金交付確定通知書（様式第9号）を助成対象者に通知した上で、助成金を交付するものとする。

（事業の変更又は中止）

第8条 助成対象者は、事業を変更し又は中止するときは、書面により速やかに理事長に報告しなければならない。

（助成金の取消）

第9条 理事長は、助成対象者が、次のいずれかに該当するときは、助成金の交付決定を取消し、又は既に交付した助成金の返還を命ずることができる。

- (1) 助成金交付決定事業を中止したとき
- (2) 助成金の申請に関し、虚偽又は不正の事実があったとき
- (3) 助成金交付の条件に違反したとき

（委任）

第10条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、理事長が別に定める。

附 則

この要綱は、公布の日から施行し、平成24年4月1日以降に実施される事業から適用する。

附 則

この要綱は、平成24年11月1日から施行する。

(経過措置)

この要綱の施行の日の前日までに、改正前要綱の規定によりなされた申請手続きその他の行為は、この要綱の相当規定によりなされたものとみなす。

附 則

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

(経過措置)

この要綱の施行の日の前日までに、改正前要綱の規定によりなされた申請手続きその他の行為は、この要綱の相当規定によりなされたものとみなす。

様式第1号

芸術文化活動助成金交付申請書

令和 年 月 日

公益財団法人熊谷市文化振興財団  
理事長 小林 哲也 あて

住所又は所在地

団体名

氏名又は代表者名

印

芸術文化活動助成金交付要綱第4条の規定により、次のとおり申請します。

助成金交付申請額	円
----------	---

事業名			
事業内容			
実施年月日	令和 年 月 日	予定参加人員	人
使用施設名	<input type="checkbox"/> 太陽のホール <input type="checkbox"/> 月のホール <input type="checkbox"/> 風の劇場 <input type="checkbox"/> 大里生涯学習センターホール <input type="checkbox"/> 江南総合文化会館ホール		
事業費	円		
添付書類	① 事業計画書又は催物計画書 ② 収支予算書（様式第2号） ③ 申請者（団体）概要書（様式第3号） ④ その他理事長が必要と認める書類		
備考	一般市民への周知 有（チラシ・ポスター・ホームページ・他） ・ 無 ※チラシまたはポスター、あるいはホームページ掲載等、不特定多数の方へ周知の有無です。チラシ作成の場合、1部添付してください。（コピー可） 入場予定者数 人		

様式第2号

## 収支予算書

収入の部

(単位円)

項目	予算額	内容
計		

支出の部

項目	予算額	内容
計		

令和 年 月 日

実施団体名

氏名又は代表者名

印



様式第4号

公財熊文 第 号  
令和 年 月 日

## 芸術文化活動助成金事業決定通知書

様

公益財団法人熊谷市文化振興財団  
理事長 小林 哲也 印

令和 年 月 日付けで申請のあった芸術文化活動助成金の交付については、選考の結果 採択 ・ 不採択 となりましたので通知します。

### 1 申請内容

事業名	
実施日	

### 2 決定の理由

様式第5号

公財熊文 第 号  
令和 年 月 日

芸術文化活動助成金交付決定通知書

様

公益財団法人熊谷市文化振興財団  
理事長 小林 哲也 印

令和 年 月 日付けで申請のあった芸術文化活動助成金の交付については、次のとおり決定したので通知します。

助成金交付決定額	円
----------	---

事業名	
事業内容	
交付要件	対象事業の内容変更又は予算変更をしようとする場合、若しくは対象事業を中止しようとする場合は、理事長に書面をもって報告すること。



様式第6号

芸術文化活動助成金事業実績報告書

令和 年 月 日

公益財団法人熊谷市文化振興財団

理事長 小林 哲也 あて

住所又は所在地

団体名

氏名又は代表者名

印

申請事業が終了しましたので、収支決算書をつけて、次のとおり報告します。

事業名	
事業内容	
助成金交付決定額	円
助成金対象清算額	円
添付書類	① 収支決算書 ② 施設利用料領収書の写し ③ その他参考資料
報告事項	入場者数 人

様式第7号

## 収支決算書

収入の部

(単位円)

項目	収入済額	内容
助成金		
計		

支出の部

項目	支出済額	内容
施設利用料		
附属設備利用料		
計		

\*収支合計差額 円

令和 年 月 日

実施団体名

氏名又は代表者名

印

様式第8号

芸術文化活動助成金請求書

令和 年 月 日

公益財団法人熊谷市文化振興財団

理事長 小林 哲也 あて

住所又は所在地

団体名

氏名又は代表者名

印

次のとおり請求します。

事業実施年月日	令和 年 月 日
助成金決定額	円
助成金請求額	円
振込先	銀行 支店 普通口座番号 口座名義

様式第9号

公財熊文 第 号  
令和 年 月 日

## 芸術文化活動助成金交付確定通知書

様

公益財団法人熊谷市文化振興財団  
理事長 小林 哲也 印

令和 年 月 日付けで実績報告のあった芸術文化活動助成金の交付については、次のとおりとなりましたので通知します。

事業名	
交付決定通知額	円
交付確定額	円
差額	円